

令和7年度

栄養教諭

(解答はすべて解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。

同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号						氏 名	
----------	--	--	--	--	--	--------	--

[問1] 次の文は、法律の条文の全部または一部である。以下の問いに答えなさい。

法律名 ( A )

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の ( a ) であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い ( b ) の提供及びこれについての ( c ) が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の ( d ) に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(中略)

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する ( e ) 及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に ( f ) するよう努めるものとする。

2 (中略)

法律名 ( B )

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 ( g ) における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる ( h ) を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい ( i ) 及び協同の精神を養うこと。
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 我が国や各地域の優れた ( j ) な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、 ( k ) 及び ( l ) について、正しい理解に導くこと。

(略)

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な ( m ) その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の ( n ) は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(1) ( A ) , ( B ) の法律名を書きなさい。

(2) 法律の条文に即して、 ( a ) ~ ( n ) に当てはまる語句を書きなさい。

〔問2〕 次の文は、「小学校学習指導要領解説 特別活動編」(平成29年7月)「第3章 各活動・学校行事の目標及び内容 第1節 学級活動 2学級活動の内容」の一部である。本文に即して、以下の問いに答えなさい。

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容

第1節 学級活動

1 学級活動の目標

(略)

2 学級活動の内容

(略)

(1) 学級活動「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」

(略)

(2) 学級活動「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」

(略)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、( A ) によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して( B ) をよりよくすること。

この内容は、自分の食生活を見直し、自ら改善して、( ① ) にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい( B ) や社交性が育まれるようにするものである。楽しく食事をする事、( A ) によい食事のとり方、給食時の( ② )、( ③ ) の整備などの改善について身近な事例を通して考え、自己の課題に気づき、具体的な目標を立てて取り組むなどの活動が中心となる。

この内容において育成を目指す資質・能力については、例えば、望ましい食習慣の形成を図ることの大切さや、食事を通して( B ) をよりよくすることのよさや意義などを理解すること、給食の時間の楽しい食事の在り方や( A ) によい食事のとり方などについて考え、改善を図って望ましい食習慣を形成するために( ④ ) し( ⑤ ) することができるようにすることが考えられる。また、そうした過程を通して、( ⑥ ) に望ましい食習慣や食生活を実現しようとする( ⑦ ) を養うことなどが考えられる。食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成は、食に関する資質・能力等を、児童が発達の段階に応じて( ⑧ ) に身に付けることができるように( ⑨ ) で指導することである。したがって、学校の教育計画等と関連付けながら( ⑩ ) の全体計画を作成し、給食の時間を中心としながら、各教科等における( ⑩ ) を相互に関連付け、( ⑧ ) かつ効果的な指導が行われるように留意する必要がある。

(略)

(1) ( A ) と( B ) に当てはまる語句を書きなさい。

(2) ( ① ) ～( ⑩ ) に当てはまる語句を、下の【語群】 a～oの中から選び、記号を書きなさい。

【語群】

- |        |        |           |          |       |
|--------|--------|-----------|----------|-------|
| a 食事環境 | b 衛生環境 | c 行動      | d 学校教育全体 | e 判断  |
| f 机上   | g 清潔   | h 食に関する指導 | i 総合的    | j 主体的 |
| k 包括的  | l 食育   | m 生涯      | n 能力     | o 態度  |

【問3】 下のア～オのうち、「学校給食衛生管理基準」(平成21年3月 文部科学省)「第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準1(3) 食品の検収・保管等」の内容として正しいものに○, 間違っているものに×を書きなさい。

(3) 食品の検収・保管等

- ア 検収のために必要な場合には、検収責任者の勤務時間を納入時間に合わせて割り振ること。
- イ 食肉類、魚介類等生鮮食品は、原則として、前日搬入するとともに、一回で使い切る量を購入すること。また、前日搬入できない場合には、冷蔵庫等で適切に温度管理するなど衛生管理に留意すること。
- ウ 納入業者から食品を納入させるに当たっては、検収室または下処理室において食品の受け渡しを行い、調理室に立ち入らせないこと。
- エ 牛乳については、専用の保冷库等により適切な温度管理を行い、新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めること。
- オ 泥つきの根菜類等の処理は、下処理室で行い、調理室を清潔に保つこと。

※設問の都合上一部抜粋しています。

【問4】 次の文は、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」(令和6年4月から適用)における「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(厚生労働省)の一部である。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

(略)

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

(略)

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 (略)

二 目標設定の考え方

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

ライフステージに特有の健康づくりやライフコースアプローチの取組を進める必要がある。特に子ども、( a ) 及び ( b ) に関する目標を設定する。

幼少期からの ( c ) や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きく影響を与えるため、子どもの健康を支える取組を進める必要がある。子ども自身に加え、( d ) の健康増進を図ることが重要である。こうした観点から、子どもの頃からの運動習慣の獲得、適正体重のこどもの増加並びに20歳未満の者の飲酒及び喫煙に関する目標を設定する。

高齢期に至るまで健康を保持するためには、( a ) の健康を支えるだけでなく、若年期からの取組が重要である。こうした観点から、適正体重の ( a ) の増加、( e ) の予防及び社会参加の促進に関する目標を設定する。

(略)

( a ) ~ ( e ) に当てはまる語句の組み合わせとして適するものを、下のア～カの中から選び、記号を書きなさい。

- |   |       |       |        |         |                |
|---|-------|-------|--------|---------|----------------|
| ア | a 成人  | b 乳幼児 | c 生活環境 | d 20代男性 | e サルコペニア       |
| イ | a 成人  | b 乳幼児 | c 運動機能 | d 20代男性 | e リスクファクター     |
| ウ | a 成人  | b 乳幼児 | c 運動機能 | d 20代女性 | e リスクファクター     |
| エ | a 高齢者 | b 女性  | c 生活習慣 | d 20代女性 | e ロコモティブシンドローム |
| オ | a 高齢者 | b 女性  | c 生活習慣 | d 妊婦    | e ロコモティブシンドローム |
| カ | a 高齢者 | b 女性  | c 生活環境 | d 妊婦    | e サルコペニア       |

〔問5〕 下の図1～3は、「信州の食でつながる，人づくり・地域づくりー長野県食育推進計画（第4次）ー」（令和5年（2023年）3月 長野県）に掲載されているグラフである。以下の問いに答えなさい。

図1：「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合

図2：野菜摂取量の推移

図3：1人1日当たり野菜摂取量の平均値

- (1) 国の第4次食育推進基本計画に示されている「成人1人1日当たりの野菜摂取量」の目標値を数字で書きなさい。
- (2) 上の図1～3から，どんな課題があるといえるか，野菜の摂取について課題を1つ考え50字以上70字以内で書きなさい。
- (3) (2)で考えた課題解決のために，あなたは児童生徒にどのような指導をするか次の条件Ⅰ～Ⅲをもとに書きなさい。

条件Ⅰ：指導場面を決めること（例：教科等と連携した指導，給食時間の指導）

Ⅱ：「食育の視点」である【心身の健康】の視点から指導内容を書くこと

Ⅲ：70字以上100字以内で書くこと

【問6】 次の文は、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）の一部である。本文に即して、( ① )～( ⑤ )に当てはまる語句を書きなさい。

**学校給食における食物アレルギー対応の大原則**

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、( ① )を最優先とする。
- ( ② )等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「( ③ )」の提出を必須とする。
- ( ① )確保のため、原因食物の( ④ )対応(提供するかしないか)を原則とする。
- 学校及び調理場<sup>\*1</sup>の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- 教育委員会等<sup>\*2</sup>は食物アレルギー対応について一定の( ⑤ )を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※1 本指針において「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校給食調理施設全体を指す。

※2 本指針において「教育委員会等」とは、公立学校における教育委員会のほか、国立大学附属学校における国立大学法人、私立学校における学校法人等、学校の設置者を指す。

【問7】 「食に関する指導」について、以下の問いに答えなさい。

1 次の文は、「食に関する指導の手引 -第二次改訂版-」（平成31年3月 文部科学省）の一部である。本文に即して、( ① )～( ⑥ )に当てはまる語句を書きなさい。

**第3章 食に関する指導に係る全体計画の作成**

**第1節 食に関する指導に係る全体計画の作成の必要性**

(略)

**1 食に関する指導の組織的・計画的な実施**

食に関する指導を実施する際、自校の「食に関する指導目標」を達成するために「( ① )」「誰が」「どのように」行うかを明確にすることが大切です。

具体的には、学校の中で「( ② )組織」を設置するとともに、学校の「食に関する指導の目標」に基づき、各学年では、どのような( ③ )・能力を育成するのかを「各学年の食に関する指導の目標」で明らかにし、その目標を達成するために「食に関する指導」で、どの教科等で( ④ )、誰がどのように食に関する指導を行うのか、日常の( ④ )ではどのように行うのか、肥満などの( ⑤ )等をどう行うのかを計画します。

食に関する指導は、栄養教諭だけでは決して実施することはできません。各学校がチーム学校として全職員の( ⑥ )で取り組んでいかなければ達成することはできないのです。

**第4章 各教科等における食に関する指導の展開**

**第1節 総論**

**1 教科等における食に関する指導の基本的な考え方**

(略)

(1) (略)

(2) (略)

**(3) 食に関する指導の評価の考え方**

教科等における食に関する指導では、当該教科等の目標がよりよく( ⑦ )されることを第一義的に考えますので、評価は改訂された学習指導要領に基づき当該教科等の評価として行います。

**(4) 食育の視点と食育の推進の評価**

「食育の視点」に関しては、学校における食育の推進を評価するための指標として活用することから、「食育の視点」に示した姿に到達したかどうか、児童生徒の( ⑧ )等を見取るようにします。栄養教諭は、学級担任や教科担任が行う指導の参考となる資料として提供するとともに、食育の推進の評価のための資料として、児童生徒の( ⑧ )を「食育の視点」別に整理・蓄積しておくことが重要です。

2 次の図と文は、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(平成29年3月 文部科学省)の一部である。本文に即して、以下の問いに答えなさい。

II 実践《DO》

1 食に関する指導

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 個別的な相談指導

基本的な考え方

学級や学年全体における児童生徒の理解促進を目指して全体指導を行います。集団での対応では適切な指導が困難なケースが生じることも想定されます。栄養教諭は、食に関する(ア)を有する児童生徒に対して、関係する教職員が(イ)を図り、(ウ)と連携して個別的な相談指導を行います。その際、対象となる個人の(エ)、(オ)や食生活などを総合的に(カ)・判定し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮して指導に当たるようにするとともに、教育相談室や余裕教室を利用するなど、個別相談にふさわしい(キ)で行います。

(1) (A), (B)に入る語句を書きなさい。

(2) (ア)～(キ)に当てはまる語句を、下の【語群】a～oの中から選び、記号を書きなさい。

【語群】

a 生活環境	b 配慮事項	c 健康課題	d 評価	e 環境
f 共通理解	g 推進	h 悩み	i 栄養状態	j 指導
k 社会状況	l 地域	m 保護者	n 身体状況	o 身体能力

(3) 個別的な相談指導をするにあたり、健康課題を有する児童生徒に対してあなたは誰とどのように連携して進めますか。具体的な健康課題例を挙げながら50字以上70字以内で書きなさい。